

「特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>1.2.1 マルチホーム接続を行うネットワーク</p> <p><del>—IPv4アドレス、IPv6アドレスともに、3ヶ月以内にマルチホームを行うエンドサイトであり、かつ、IPv4アドレスについては割り当て後1年以内に/24以上/23未満を使用し、申請する割り当てアドレス数のうち25%を直後(割り当て後3ヶ月以内)に、50%を1年以内に使用することを示さなくてはなりません。</del></p> <p>また、IPv4アドレス、IPv6アドレスともに、既に割り当てを受けているアドレスがあれば、そのアドレスをリナンバすることに同意していただく必要があります。</p> <p>マルチホームの用途のために申請する組織で、「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」に記した初回割り振り基準をみたすことが証明できる場合は、IPアドレス管理指定事業者契約の申請手続きをおとりください。</p>	<p>1.2.1 マルチホーム接続を行うネットワーク</p> <p><u>IPv4アドレスについては、6ヶ月以内にマルチホームを行うエンドサイトまたは、上位のプロバイダから少なくとも/24のアドレスを割り当てられ使用しておりマルチホームを行うエンドサイトであることが必要です。</u></p> <p><u>いずれの場合にも、割り当て後1年以内に/24以上/23未満を使用し、申請する割り当てアドレス数のうち25%を直後(割り当て後3ヶ月以内)に、50%を1年以内に使用することを示さなくてはなりません。</u></p> <p><u>IPv6アドレスについては、3ヶ月以内にマルチホームを行うエンドサイトであれば、割り当てを受けることが可能です。</u></p> <p>また、IPv4アドレス、IPv6アドレスともに、既に割り当てを受けているアドレスがあれば、そのアドレスをリナンバすることに同意していただく必要があります。</p> <p>マルチホームの用途のために申請する組織で、「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」および「JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー」に記した初回割り振り基準をみたすことが証明できる場合は、IPアドレス管理指定事業者契約の申請手続きをおとりください。</p>